

能楽資料データベース構築に向けた金春家文書の総合的研究

宮本, 圭造 / MIYAMOTO, Keizo

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

5

(発行年 / Year)

2019-06-17

令和元年6月17日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03182

研究課題名(和文) 能楽資料データベース構築に向けた金春家文書の総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive Research of Komparu Family Historical Documents for Database Construction of Nohgaku Materials

研究代表者

宮本 圭造 (MIYAMOTO, Keizo)

法政大学・能楽研究所・教授

研究者番号：70360253

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 6,920,000円

研究成果の概要(和文)：能楽を伝える最古の家系である金春家の伝来文書は、その過半が明治維新後に流出し、主要な部分は現在法政大学能楽研究所に般若窟文庫として所蔵されている。一方、金春家にも今なお多くの文書が残されているが、これについては従来、十分な調査が行われてこなかった。本研究は、その金春家蔵の古文書の悉皆調査を行ったもので、四年間にわたる調査の結果、金春家には16世紀から20世紀にいたる1664点の文書が現存することを明らかにするとともに、大和地方の神事能や17世紀の江戸の勤進能の記録、明治期の金春家の動向を伝える貴重な資料を発見するなど、多くの成果を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

能楽は日本の伝統芸能の中で最初に世界無形遺産に認定されるなど、広く注目を集める存在であるが、その伝承母体は歌舞伎・人形浄瑠璃とは異なり、各個人が主体となって伝承する形をとっている。そのため、能楽に関する貴重な文献資料も、大半は個人の家が管理しており、それらがアーカイブとしてきちんと管理され、広く一般に利用されているケースは稀である。そうした状況下において、本研究は能楽最古の家系である金春家に伝わった貴重な能楽資料の悉皆調査とデジタル撮影を行い、それをデジタルデータベースとして広く公開する基盤を構築するもので、資料の保存・公開の両面においてとりわけ大きな学術的・社会的意義を有すると言えよう。

研究成果の概要(英文)：Representing the oldest hereditary line of Noh performers, more than half of the traditional manuscripts of the Komparu family were let go after the Meiji Restoration, the main portion of which today constitutes the Hannyakutsu bunko of the Noh Theatre Research Institute of Hosei University. Meanwhile many manuscripts have continued to be retained by the Komparu family which up till now had not been thoroughly investigated. This present study comprises a comprehensive survey of all these previously unexplored Komparu family writings. Lasting four years, the study uncovered 1664 Komparu family documents dating from between the 16th and 20th centuries. Included among these are rare records on shinji-noh performed in Yamato and a 17th century record of kanjin-noh performed in Edo. These as well as a precious diary revealing the practical situation of the Komparu family during the early Meiji period all important findings elucidating the history of nohgaku and the Komparu family.

研究分野：能楽研究

キーワード：能楽史 伝書 謡本 資料学 金春

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

能楽は六百年を越える歴史を有し、今なお日本を代表する古典芸能として息づいている。その長きにわたる歴史の中で、能楽に関する多くの文献資料が書き残されてきた。中でも能楽を伝える最古の家系である金春家に伝来した能楽資料は、観世家伝来の能楽資料と双璧をなす、きわめて重要な資料群であり、室町期から近代にいたる膨大な数の文書が現代に伝えられている。

その金春家文書は、明治期の混乱に際し、大部分が金春家から流出したと考えられており、それらは現在、般若窟文庫として法政大学能楽研究所に収蔵されている。しかるに、本研究グループが平成 22 年から 25 年にかけて般若窟文庫が所蔵する金春家旧伝文書の悉皆調査を行い、その成果を平成 26 年 9 月に「金春家文書の世界」と題するシンポジウムで公開した際、それに先だって金春宗家所蔵文書の調査をあらためて実施したところ、既に知られている金春禅竹自筆の伝書以外にも、従来未調査の文書が、なお膨大な分量で伝存していることが明らかになった。金庫に保管されている重要文書の他、未整理の文書だけでも段ボール約 10 箱分に及び、全体の点数は 1,000 点以上に上ると推定され、その中には永禄 6 年の春藤六郎次郎奥書 隅田川 謡本、永正 12 年の大蔵九郎能氏大鼓伝書、天文 10 年の宮増弥左衛門鼓伝書など、重要な能楽資料が少なからず含まれており、その多くが従来紹介されたことのない新資料であった。

2. 研究の目的

その予備調査を踏まえて始まった本研究の最大の目的は、これまで十分に研究に活用されることのなかった上記の金春宗家所蔵の金春家文書(以下、金春宗家文書と称す)の全体像を把握することにある。金春宗家文書には、能のテキストである謡本だけでなく、能の演技や舞台上の動きについて記した演出資料、能の上演に関わる歴史的資料、さらには江戸時代の金春家が領主であったことに由来する地方文書など、多様な性格の資料が含まれる。また、金春宗家文書と般若窟文庫蔵の金春家旧伝文書とはもともと一体で伝わってきたものであり、金春宗家文書の離れが般若窟文庫に所蔵されるといった例も珍しくない。

そこで本研究では、上記の状況を踏まえ、金春宗家文書と般若窟文庫蔵の金春家旧伝文書を包括的な視点で把握し、それぞれの文書が互いにどのような関係にあるのか、金春家文書がどのような背景で作成され、どのように継承・保管されてきたのか、明治期の金春家文書の流出の経緯も含め、金春家における文書資料の意義が時代の変遷とともにどう変わっていったのか、など、文書資料そのものの動向に着目することで、能楽の伝承の在り方や金春家の歴史を明らかにすることを目指し、ひいては文書資料そのものの在り方に着目した「能楽資料学」を構築することを最終的な目的として研究を行った。

3. 研究の方法

以上の目的を達成するため、まずは金春宗家文書の全体像を把握すべく、膨大な文書の一点一点を「謡本」「伝書」「付」「史料」「狂言」の種類別に分類して、各文書箱に収納し、整理番号を付すことから始めた。その全ての資料について、金春家宅においてデジタルカメラによる撮影を行い、並行して書誌などの情報を記録した。これらの作業には、平成 27 年度から 31 年度までの 4 年間に要した。そのデータをもとに、整理番号・書名・解題・画像ファイル名をエクセルファイルに入力した金春宗家文書の目録を作成し、平成 31 年度末にそれまでの調査成果をまとめた仮目録を完成させた。

金春宗家文書の調査と並行して、関連する能楽資料の調査・撮影も行った。具体的には、

越後長岡藩主牧野家、水戸藩主徳川家、豊後岡藩主中川家、旧熊本藩士中村家蔵の記録・伝書等で、いずれも金春家の弟子筋の能役者に関わる資料である。

以上のうち、研究上とりわけ重要な資料については翻刻を行い、下記の研究成果で触れる資料集等に掲載した。

4．研究成果

4年間にわたる調査の結果、謡本 165 点、伝書 91 点、付 425 点、史料 945 点、狂言 38 点、以上 1664 点に上る金春宗家文書の全容が明らかになった。これは能楽研究所が所蔵する金春家旧伝文書 2300 点に匹敵する規模のものであり、これによって金春家文書の総体が明らかになったことが、本研究の第一の成果と言える。

その中には注目すべき新出資料が少なくない。謡本に関しては、既に表章氏によって調査が行われており、『国書総目録』等にも掲載されて既知のものが多いが、伝書・付・史料・狂言については、これまで知られていなかったものが殆どで、近世初頭筆長命喜衛門『笛伝書』、享保年間金春重勝型付、寛文 2 年金春権八氏時奥書型付、慶長 12 年『金春・観世立合勸進能次第』、享保 11 年大蔵菊治郎『楽頭預り控帳』、加藤専治『桃香野村楽頭につき覚』、金春安住の筆になる一群の資料『歌舞後考録』『御用留』『歌舞拾得集』『文禄已来古キ能組集』『公儀諸向キ書附写集』、明治 10 年代以降の金春広成の日記、熊本の櫻間家、越後長岡、薩摩鹿兒島、大和桃香野の弟子から提出された大量の起請文など、特筆すべき新資料の数は枚挙に遑がない。このうちいくつかについては翻刻・紹介を行ったが、その他の重要資料についても引き続き翻刻を行い、『金春家史料集』として刊行することを計画している。

以上の新資料によって、特に近代以降の金春家の歴史、あるいは金春家伝来の文書・道具の伝来について、とりわけ多くの新知見が得られた。従来、能役者の談話等に基づいて語られることの多かった明治期の金春家の動向に関して、金春宗家に所蔵される第一次資料に拠って検証することで、従来の通説の誤りを数多く指摘するとともに、金春家の面や文書の散逸の経緯、失われた面・文書の実態についても、これまでの研究を更新する様々な成果を上げることが出来た。

なお、本研究の最終年度までに完成させる見込みであった金春家旧伝文書と金春宗家文書とを統合した新たな「金春家文書デジタルアーカイブ」の完成(金春家旧伝文書デジタルアーカイブについては既にアップ済み)は、金春宗家文書の分量が当初の予想を超えて膨大であったため、年度内の完成を実現することが出来なかった。これについてはデジタルアーカイブ構築のための予算を新たに確保し、2020 年度中の完成を目指して現在準備を進めているところである。

5．主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 9 件)

宮本圭造、面打角坊考、能楽研究、査読無、43 号、2019、p59-82

宮本圭造、囃子方諸流の成立と系譜、『囃子方と楽器』、査読無(招待有)、2019、p5-17

宮本圭造、能役者たちの「明治」、国立能楽堂、査読無(招待有)、424 号、2018、p25-28

宮本圭造、狂言台本研究の現状と課題、武蔵野文学、査読無(招待有)、65 号、2018、p20-26

宮本圭造、金春家本面の復元、能と狂言、査読有、15 号、2017、p76-92

伊海孝充、玉屋謡本の研究(三) 能楽研究、査読無、41号、2017、p31-53
宮本圭造、笛役者伊藤安中伝、国立能楽堂調査研究、査読有、10号、2016、p11-22
宮本圭造、面打井関考、能楽研究、査読無、40号、2016、p61-133
山中玲子、能の「習事」と番組上の表記、能楽研究、査読無、40号、2016、p135-160

[学会発表](計2件)

MIYAMOTO Keizo, "For whom is noh staged? Training for the actors or performance for the audience?", EAJS, August 31, 2017, Universidade Nova de Lisboa

宮本圭造、金春家の本面をめぐる二、三の問題、能楽学会、2016年5月15日、早稲田大学

[図書](計3件)

宮本圭造、『近世諸藩能役者由緒書集成(上)』、2019、p1-459

宮本圭造・金春安明・高橋悠介・石井倫子・深澤希望・小林健二、『金春家文書の世界』、法政大学能楽研究所、2017、p1-170

宮本圭造・田中優子・三浦裕子・横山太郎・佐藤和道・伊藤真紀・徐禎完・中嶋謙昌、『近代日本と能楽』、法政大学能楽研究所、2017、p1-343

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：伊海 孝充

ローマ字氏名：IKAI Takamitsu

所属研究機関名：法政大学

部局名：文学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：30409354

研究分担者氏名：高橋 悠介

ローマ字氏名：TAKAHASHI Yusuke

所属研究機関名：慶應義塾大学

部局名：斯道文庫(三田)

職名：准教授

研究者番号(8桁)：40551502

研究分担者氏名：石井 倫子

ローマ字氏名：ISHII Tomoko

所属研究機関名：日本女子大学

部局名：文学部

職名：教授

研究者番号(8桁)：50328887

研究分担者氏名：山中 玲子

ローマ字氏名：YAMANAKA Reiko

所属研究機関名：法政大学

部局名：能楽研究所

職名：教授

研究者番号（8桁）：60240058

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。